

相 談 事 例

ID : 04-01-001

相談タイトル

不動産の登記の種類について

Q : ご相談内容

不動産の登記の種類を教えてください。

A : 回答

不動産を購入すると、登記という手続きで自分の所有権とします。これは不動産が自分の所有物であることを第三者にも権利主張できる大事な手続きです。「登録免許税」を支払い、法務局（一般的には登記所といわれている）に申請手続きをします。登記の種類は表示登記（建物の所在地番、構造、床面積などを特定する登記）、所有権保存登記（所有者の住所・氏名その他、新築の日付等が記載）、所有権移転登記（売買等による所有者の変更）、抵当権設定登記（住宅ローンが返済されない場合に担保不動産から優先して弁済を受ける権利を明らかにするために行う）などがあります。